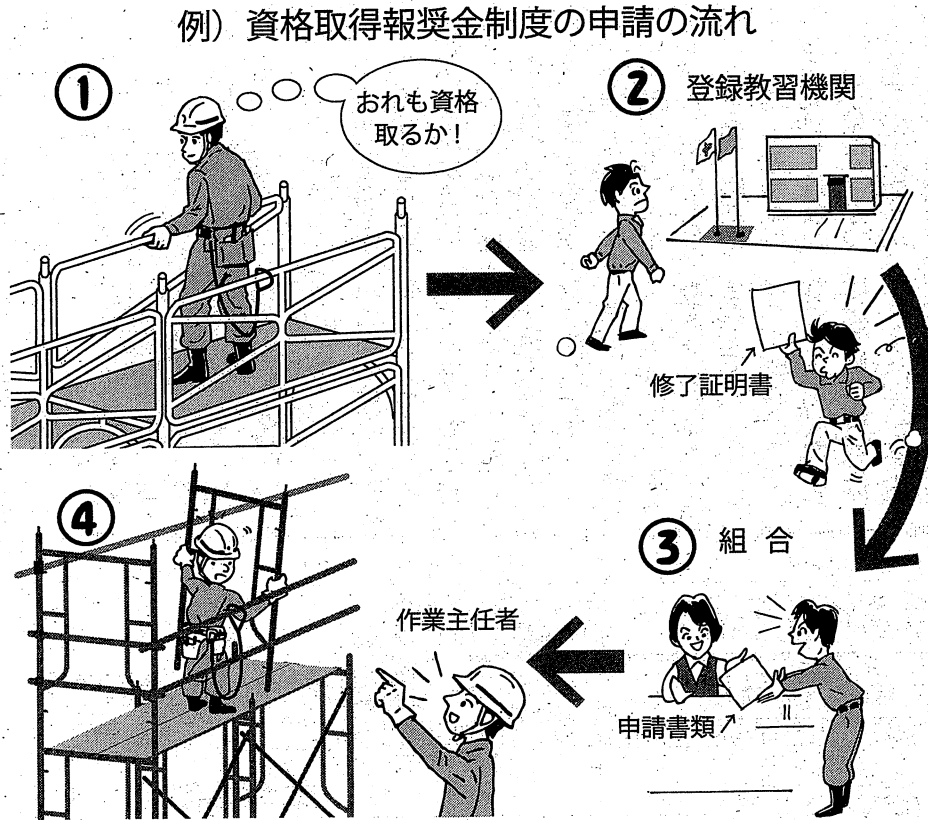


# 技能者育成 基金制度

# 4月から開始

# 資格取得で活用を 職訓校の安定運営に補助



【本部技対発】全建総連は、組合員の資格取得による技術・技能の向上、技能者育成の一翼を担っている全建総連関係の認定職業訓練校を支援する目的で、4月1日から「全建総連技能者育成基金制度」を開始します。この制度は、①資格取得報奨金制度、②認定職業訓練校運営費支援金制度の二つの事業からなります。この秋から運用が始まる建設キャリアアップシステムと合わせて、資格取得者が増加傾向にある中、技術・技能が適切に評価され、処遇改善につなげること。また、新規入職者の定着にそれぞれ一定の役割を果たしていることから、制度の積極的な活用を呼びかけます。

「資格取得報奨金制度」では、取得した資格に応じて3千～1万円を全建総連から申請者(組合)を通じて組合員の方々に支給します(対象資格は別表参照)。申請は、①資格取得報告書、②資格取得を証明する書類(合格証書、修了証明書等)を所属組合へ提出し

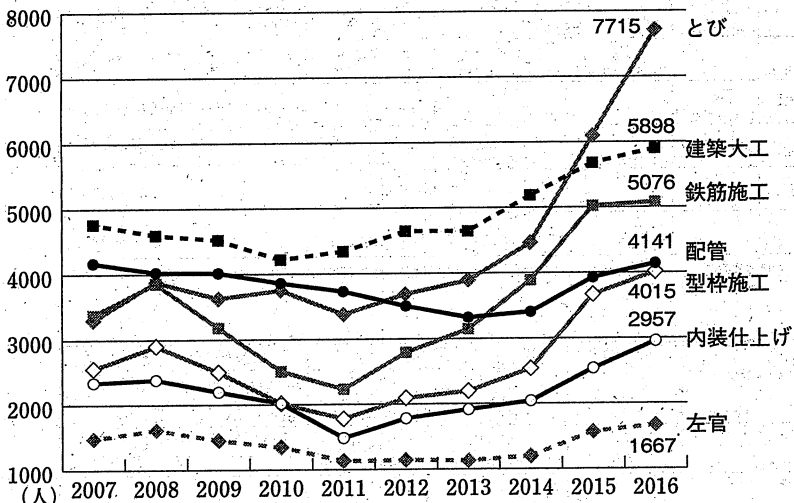
## 資格取得の役割大きく

これまで建設労働者の技術・技能や経験について客観的に評価する統一的な基準がなく、技術・技能の向上が処遇の改善につなげていないのが現状です。これを受け、この秋から運用が開始される建設キャリアアップシステムでは、就労実績や保有資格、講習の受講履歴などの記録が蓄積されることで、評価に

応じた処遇改善が期待されます(それぞれ図1、図2を参照)。

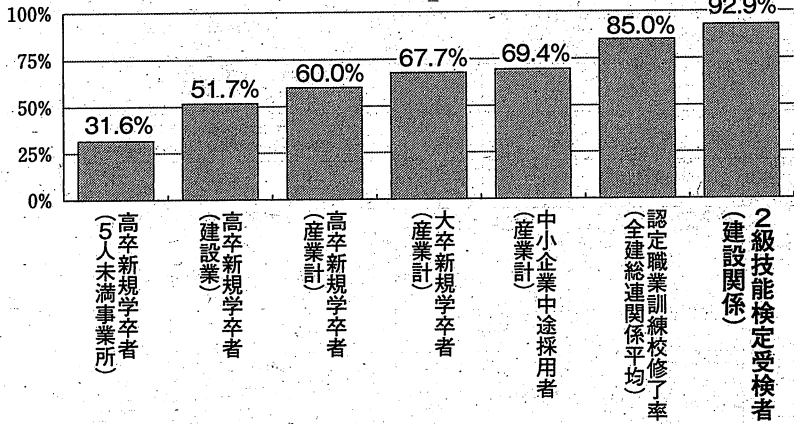
また、近年、建設労働者が減少しているにも関わらず、技能検定受験申請者は増加傾向で、資格取得の重要性が建設業界に広まっています。加えて全建総連が一昨年実施した技能検定受験による建設業への定着効果等の調査結果では、技能士資格の取得による離職防止の効果が明らかになっています。

図1 建設関係の技能検定受験申請者数の推移



出所：厚生労働省資料から全建総連が作成

図2 入職後3年目の定着率等の比較



認定職業訓練校へ支援金を支給

認定職業訓練校運営費支援金制度では、以下の条件を満たしている認定職業訓練校に運営費の補助として1校あたり年間10万円支給します。①県普通(長期)課程の認定職業訓練校の二つです。②全建総連が実施している認定職業訓練校の調査等に協力している上に、建設業界の維持・発展に欠かれません。今回スタートの技能者育成基金制度の積極的な活用を呼びかけます。

### 【別表】資格取得報奨金制度の対象資格

- 区分1：10,000円**  
一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士、一級技能士、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者(第一種、第二種)、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者
- 区分2：6,000円**  
二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者(第三種)、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許
- 区分3：3,000円/作業主任者**  
ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

## 処遇改善に期待

建設キャリアアップシステムの効率化、施工体制台帳などの書類作成の簡素化につなげるとともに、優秀な技能者が多くいる事業者は、元請から高い評価を受ける期待があります。

国土交通省は現在、システマを活用した技能者の処遇改善に向けた、技能者を評価する枠組みを検討しています。その後、所属する下請事業者の施工能力の「見える化」についても検討する方向です。